

改正

令和2年3月31日告示第69号
令和3年3月24日告示第51号
令和3年8月17日告示第203号
令和5年3月31日告示第85号
令和5年8月9日告示第234号
令和6年3月26日告示第76号
令和7年3月31日告示第94号

桜井市移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、奈良県地方創生総合戦略及び桜井市デジタル田園都市国家構想の実現に向けたまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、東京圏から本市に移住して就業又は起業した者等に対し、予算の範囲内において交付する移住支援金（以下「支援金」という。）について、奈良県移住・就業・起業支援事業実施要領（令和元年7月26日付け雇政第177号及び産総セ第186号通知。以下「県実施要領」という。）その他法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 本市へ住民票を異動し、生活の本拠を本市へ移すことをいう。
- (2) 中小企業等 移住支援金の対象として奈良県が選定した法人であつて、奈良県が開設する東京圏の求職者を対象とするインターネットサイト（以下「マッチングサイト」という。）に求人情報を掲載した法人をいう。
- (3) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。
- (4) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）若しくは小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）又は平成22年から令和2年までの人口減少率が10%以上の市町村をいう。
- (5) 起業支援金 県実施要領に基づき奈良県が補助する執行団体が起業者に対して支出する補助金をいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の対象となる者は、第1号に定める要件を満たす者のうち、第2号から第6号までのいずれかの要件を満たす就業又は起業に該当し、かつ、世帯の申請をする場合にあっては第7号の要件を満たす者とする。

- (1) 移住等に関する要件 次に掲げる要件の全てに該当すること。なお、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ進学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も次に掲げる要件の対象期間とすることができる。
 - ア 移住元に関する要件 次に掲げる要件の全てに該当すること。

- (ア) 移住する直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。
- (イ) 移住する直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3ヶ月前までを当該1年の起算点とすることができる。）。
- イ 移住先に関する要件 次に掲げる要件の全てに該当すること。
 - (ア) 令和元年8月1日以降に移住したこと。
 - (イ) 支援金の申請時において、移住後1年以内であること。ただし、起業を伴う移住については、この限りでない。
 - (ウ) 本市に、支援金の申請日から5年以上継続して居住する意思を有していること。
 - (エ) 移住する直前の10年間のうち、申請者又はその世帯員として支援金を受給していないこと。
- ウ その他の要件 次に掲げる要件の全てに該当すること。
 - (ア) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員）でないこと。
 - (イ) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
 - (ウ) 日本人又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のうち、いずれかの在留資格を有すること。
 - (エ) 移住元において直近1年間市税等を滞納していない者であること。
 - (オ) その他奈良県又は本市が支援金の対象として適当と認める者であること。
- (2) 就業に関する要件 次に掲げる要件の全てに該当すること。
 - ア 勤務地が奈良県内に所在すること。
 - イ 就業先が、奈良県が支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。（奈良県以外のマッチングサイトに掲載している求人による就業を除く。）
 - ウ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。ただし、事業承継を前提とする就業はこの限りではない。
 - エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
 - オ イへの求人応募日が、マッチングサイトに同求人が支援金の対象として掲載された日以降であること。
 - カ 当該就業先に、支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
 - キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (3) 専門人材に関する要件 次に掲げる要件の全てに該当すること。
 - ア 内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用しての移住及び就業であること。
 - イ 勤務地が奈良県内に所在すること。
 - ウ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
 - エ 当該就業先において、支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有して

いること。

オ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

カ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(4) テレワークに関する要件 次に掲げる要件の全てに該当すること。

ア 所属先企業からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ 内閣府地方創生推進室が実施する地方創生テレワーク交付金又はデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ地方創生テレワーク型）を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

ウ 移住先で週20時間以上テレワークにより勤務し、原則として恒常的に通勤していないこと。

(5) 起業に関する要件 1年以内に奈良県が県実施要領に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(6) 関係人口に関する要件 次に掲げる要件の全てに該当すること。

ア 転入時に50歳未満であり、本市に居住経験のある者であること。

イ 次のいずれかに該当する者であること。

(ア) 農林水産業に従事する者

(イ) 市内事業者の事業を継承する者

(ウ) 自治会に加入しており自治会活動を5年以上継続的に行う意思のある者

(エ) 地域活性化、生活機能のサポート又は地域資源の維持管理の取組等の活動を行う団体に属し、5年以上継続的に当該活動を行う意思のある者

(7) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合に限る。） 次に掲げる要件の全てに該当すること。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、令和元年8月1日以降に移住したこと。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において移住後1年以内であること。ただし、起業を伴う移住については、この限りでない。

オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団員ではなく、暴力団又は暴力団と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、別表第1のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者は、移住支援金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書の写し（顔写真が貼り付けられたものに限る。）

(2) 移住先の住民票（世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む世帯全員分）

(3) 移住元の住民票の除票その他移住元での居住地及び在住期間を確認できる書類（世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む世帯全員分）

(4) 移住元における直近1年間の市区町村税の納税証明書

(5) 支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書（第2号様式）

(6) 別表第2に掲げる証明書類等

(7) その他市長が必要と認める書類

(報告及び立入調査)

第6条 支援金の交付を受けようとする者は、支援金に関する報告及び立入調査について、奈良県及び本市から求められた場合には、それに応じなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、支援金の交付を決定したときは、移住支援金交付決定通知書（第4号様式）により通知した上、申請から3ヶ月以内に支援金を交付するものとする。

(支援金の請求)

第8条 前条の規定により移住支援金交付決定通知書を受けた者は、速やかに移住支援金交付請求書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(支援金の交付決定の取消し及び交付決定の取消し及び返還)

第9条 市長は、支援金の交付を受けた者が次の各号に掲げる区分に応じて当該各号の事項に該当する場合には、支援金の交付決定を取り消すものとし、支援金の全額又は半額の返還を請求することができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請その他不正な手段により支援金の交付を受けた場合

イ 支援金の申請日から3年未満に本市から転出した場合

ウ 支援金の申請日から1年以内に第3条第2号又は第3号に定める支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還 支援金の申請日から3年以上5年以内に桜井市本市から転出した場合

2 市長は、前項の規定による取消し及び返還を請求するときは、移住支援金交付決定取消通知兼返還命令書（第6号様式）により、支援金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に必要な事項は、奈良県と本市が協議して別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和元年度分の支援金から適用する。

別表第1（第4条関係）

区分	支援金の額
単身での移住	60万円
2人以上の世帯での移住	100万円（第3条第2号の要件で支援金の交付を受ける場合であって、かつ、18歳未満の世帯員を帯同して移住する世帯であるときは、18歳未満の世帯員1人につき100万円を加算する。）

別表第2(第5条関係)

区分	証明書類等
第3条第1号ア及びイの要件に該当する者のうち雇用保険の被保険者として東京23区内に通勤していたもの(東京23区内に在住していた者を除く。)	移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類
第3条第1号ア及びイの要件に該当する者のうち個人事業主として東京23区内に通勤していたもの(東京23区内に在住していた者を除く。)	移住元での在勤地、在勤期間を確認できる書類
東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者	<ol style="list-style-type: none"> 1 東京23区内の大学等への通学が確認できる書類 2 移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類
第3条第2号の要件に該当する者	就業証明書(移住支援金の申請用)(第3号様式(その1))
第3条第4号の要件に該当する者	就業証明書(移住支援金の申請用)(第3号様式(その2))
第3条第5号の要件に該当する者	起業支援金の交付決定通知書の写し
第3条第6号イ(ア)の要件に該当する者	農林水産業に従事していることを確認できる書類
第3条第6号イ(イ)の要件に該当する者	個人事業主の場合は個人開業届、法人の場合は登記事項証明書等、市内事業者の事業を継承したことを確認できる書類
第3条第6号イ(ウ)の要件に該当する者	自治会費の領収書等、自治会に加入していることを確認できる書類
第3条第6号イ(エ)の要件に該当する者	<ol style="list-style-type: none"> 1 団体の会員名簿等、団体に属していることを確認できる書類 2 当該団体の活動実績報告書等の活動内容を確認できる書類

第1号様式（第5条関係）

第1号様式（第5条関係）

（宛先） 桜井市長

年 月 日

移住支援金交付申請書

桜井市移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 申請者欄

フリガナ		生年月日	
氏名		年 月 日	
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 申請する支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯区分	単身	世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数 (1の申請者は含まない)			人
			上記家族の人数のうち18歳未満の者の人数 (桜井市移住支援金交付要綱第3条第2号の要件を満たし申請する場合に限り記載)			
支援金の区分	就業	起業	専門人材	テレワーク	関係人口	

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）

申請日から5年以上継続して、桜井市に居住し、かつ、就業・起業等する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
(就業の場合のみ記載) 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	A. 3親等以内の親族に該当しない	B. 3親等以内の親族に該当する

※各種確認事項の「B.」に、○を付けた場合は、移住支援金の対象となりません。

4 移住元の住所

住所	〒
----	---

5 (東京23区の在勤・在学者に該当する場合のみ記載) 東京23区への在勤・在学履歴

※直近1年以上かつ5年以上の在勤・在学履歴を記載

期間	就業先・在学先	就業地・在学地

(個人情報の取扱い)

奈良県及び桜井市は、当該事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施以外には利用しません。

管理コード(奈良県及び桜井市使用欄)	
--------------------	--

第2号様式（第5条関係）

第2号様式（第5条関係）

移住支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書

移住支援金の交付申請に当たり、次の事項について誓約及び同意します。

1 誓約事項

- (1) 桜井市移住支援金交付要綱第3条に規定する対象者要件について、該当する全ての要件を満たしています。
- (2) 支援金に関する報告及び立入調査について、奈良県及び桜井市から求められた場合には、それに応じます。
- (3) 以下の場合には、桜井市移住支援金交付要綱に基づき、支援金の全額又は半額を返還します。
 - ア 虚偽の申請その他不正な手段により支援金の交付を受けた場合：全額
 - イ 支援金の申請日から3年未満に桜井市から転出した場合：全額
 - ウ 支援金の申請日から1年以内に要綱第3条第2号、第3号又は第4号に定める支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - エ 奈良県が県実施要領に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
 - オ 支援金の申請日から3年以上5年以内に桜井市から転出した場合：半額

2 同意事項

- (1) 上記1(3)の誓約事項が遵守されているか確認するために、桜井市が住民基本台帳に記録されている事項を閲覧することに同意します。
- (2) 奈良県及び桜井市が、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、市区町村、就業先に提供し、又は確認することに同意します。
- (3) 桜井市移住支援金交付要綱第3条第6号に定める要件を用いて申請を行う場合は、要件が満たされているかを確認するために、「卑弥呼の里・桜井ふるさと寄附金」寄附履歴を閲覧することに同意します。
- (4) 必要に応じ、桜井市税等の納付状況について、市長が調査することに同意します。

年 月 日

(宛先) 桜井市長

住所

申請者

氏名

第3号様式（第5条関係）

第3号様式（その1）（第5条関係）

年 月 日

（宛先） 桜井市長

所在地
事業所名
代表者名
電話番号
担当者

印

就業証明書（移住支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名			
勤務者住所			
勤務先所在地			
勤務先電話番号			
就業年月日			
応募受付年月日			
雇用形態	週 20 時間以上の無期雇用		
支援金種別	1. <input type="checkbox"/> 奈良県マッチングサイト掲載求人による就業		
	2. <input type="checkbox"/> プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業による就業		
1. を 選 択 した 場 合	勤務者と代表者又は 取締役等の経営を担 う者との関係	<input type="checkbox"/>	3 親等以内の親族に該当しない

備考 移住支援金に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、奈良県及び桜井市の求めに応じて、同県及び同市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

第3号様式（その2）（第5条関係）

年 月 日

（宛先） 桜井市長

所在地
事業所名
代表者名
電話番号
担当者

㊟

就業証明書（移住支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名		
勤務者住所		
勤務先所在地		
勤務先電話番号		
支援金種別	テレワークによる就業	
移住に係る意思	<input type="checkbox"/> 勤務者本人の意思による移住	
地方創生テレワーク交付金又はデジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ地方創生テレワーク型を活用した勤務者への資金提供の有無	<input type="checkbox"/> 勤務者への資金提供を実施していない	
所属先企業等への出勤の頻度（就業後3ヶ月の実績）	1週間あたりの勤務日数	日/週
	うち、所属先企業等への出勤日数	日/週

備考 移住支援金に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、奈良県及び桜井市の求

めに応じて、同県及び同市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

第4号様式（第7条関係）

第4号様式（第7条関係）

第 年 月 日

様

桜井市長



移住支援金交付決定通知書

桜井市移住支援金交付要綱に基づき、次のとおり移住支援金の交付を決定したので通知します。

1 交付決定額 円

振込予定日 年 月 日

振込口座

金融機関名：

口座番号（下3ケタ）：

口座名義：

※指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合があります。

2 交付の条件

支援金に関する報告及び立入調査について、奈良県及び桜井市から求められた場合には、それに応じなければならないこと（報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。）。

（備考）

- 1 桜井市移住支援金交付要綱の規定に基づき、次に掲げる場合には、支援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - (1) 虚偽の申請その他不正な手段により支援金の交付を受けた場合：全額
 - (2) 支援金の申請日から3年未満に桜井市から転出した場合：全額
 - (3) 支援金の申請日から1年以内に要綱第3条第2号又は第3号に定める支援金の要件を満たさず職を辞した場合：全額
 - (4) 奈良県が県実施要領に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 支援金の申請日から3年以上5年以内に桜井市から転出した場合：半額

管理コード	
-------	--

第5号様式（第8条関係）

第5号様式（第8条関係）

移住支援金交付請求書

金 _____ 円

ただし、年 月 日付 第 号により交付の決定を受けた移住支援金として

上記のとおり支援金を交付されたく請求します。

年 月 日

（宛先） 桜井市長

住所

氏名

㊞

振込先

金融機関名		支店名	
預金種別		口座番号	
口座名義カナ			
口座名義			

第6号様式（第9条関係）

第6号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

桜井市長

印

移住支援金交付決定取消通知兼返還命令書

年 月 日付 第 号で交付決定した移住支援金については、
下記のとおり決定の全部又は一部を取消しましたので、桜井市移住支援金交
付要綱第9条第2項の規定に基づき、支援金の返還を命じます。

記

1. 交付決定取消しの区分 : 全部 ・ 一部
2. 取消し（返還）の事由 :
3. 交付済金額 : 円
4. 返還金額 : 円
5. 返還期限 : 年 月 日